

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業	大谷地区 (2工区)	気仙沼市

図面記号
D-33、M-9

土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
		別紙1記載のとおり							
	計	<u>9,901</u> 9,888 ㎡ (田 0 ㎡ 畑 9,888 ㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年	なし				
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水は、既存水路の付替等により周辺農地に影響を与えないように措置する。 ・雨水排水は、市道馬場坂洞沢線及び、道路事業による新設道路(9.5m)の側溝から沖ノ田川に排水を行い、また、工事に伴う土砂の流出に対しては、仮設沈砂池を設置し周辺農地に対する影響がないように措置する ・住宅団地からの汚水排水は、個別合併処理浄化槽より排水基準を遵守し、市道馬場坂洞沢線及び、道路事業による新設道路(9.5m)の側溝を経て沖ノ田川に放流し農地に対する影響がないように措置する。 ・残存する農地の耕作用道路については、既存耕作道と地区内区画道路を接続して耕作に影響を与えないように措置する。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定されて いる場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 本吉町長根	186番の 一部	畑	畑	2,463の一部 1,182	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町長根	189番1	畑	畑	255	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町長根	189番3	畑	畑	3,736の一部 3,317	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町長根	189番2	畑	畑	842	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町長根	195番	畑	畑	327の一部 288	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町長根	196番1	畑	畑	1,958	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町長根	196番2	畑	畑	2,046	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域外
<u>気仙沼市</u> <u>本吉町長根</u>	<u>151番1</u>	<u>畑</u>	<u>畑</u>	<u>354の一部</u> <u>13</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>	<u>農振地域内</u> <u>農用地区域外</u>	<u>都市計画</u> <u>区域外</u>
計		<u>8</u> 7 筆	<u>9,901</u> 9,888 ㎡ (田	<u>9,901</u> 0 ㎡ 畑 9,888 ㎡)				